

# 【お知らせ】

## 平成25年7月から、 納税証明書交付請求時の 本人確認方法が変わります

税務署では、納税者の皆様の大切な情報を保護するために、納税証明書交付請求時にご提示いただく「本人確認書類」を次のとおり変更します。  
ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### ○ 窓口でご提示いただく請求者の「本人確認書類」

1枚の提示で足りるもの	2枚の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"><li>・運転免許証</li><li>・写真付き住民基本台帳カード</li><li>・旅券（パスポート）</li><li>・海技免状</li><li>・小型船舶操縦免許証</li><li>・電気工事士免状</li><li>・宅地建物取引主任者証</li><li>・教習資格認定証</li><li>・船員手帳</li><li>・戦傷病者手帳</li><li>・身体障害者手帳</li><li>・療育手帳</li><li>・在留カード又は特別永住者証明書</li><li>・国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真付き）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・写真の貼付のない住民基本台帳カード</li><li>・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証</li><li>・共済組合員証</li><li>・国民年金手帳</li><li>・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書</li><li>・共済年金又は恩給の証書</li></ul> <p>※上記に掲げる書類を除く、国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真なし）</p> <p>※学生証、法人が発行した身分証明書（顔写真付き）</p> <p>「※」表示のもののみが2枚以上あってもご本人確認できませんので、ご注意ください。</p>